

個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い等について

1 背景

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、地方公共団体が、個人情報保護条例の見直しに当たり参考にとることとされている、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が一部改正され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い等に関する規定の整備が行われました。

2 概要

基本方針及び行政機関個人情報保護法の一部改正の内容を踏まえ、本市においても次の事項について検討を行います。

(1) 個人情報の定義の明確化	(2) 要配慮個人情報の取扱いに関する規定	(3) 罰則規定
指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が、個人情報に該当することを明確化します。	不当な差別又は偏見が生じないようにするため、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、犯罪被害者情報等を要配慮個人情報として定義し、その取扱いについて定めます。	個人情報の適切な取扱いにより、市に対する市民の信頼を確保するため、個人情報の不正提供等に関する罰則を設けます。

3 内容

(1) 個人情報の定義の明確化

ア 行政機関個人情報保護法が規定する個人識別符号の定義は、次のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号 DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋、掌紋等を電子計算機の用に供するために変換した符号 ・対象者ごとに異なるものとなるように割り当てられるなどした文字、番号、記号その他の符号 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、個人番号（マイナンバー）、各種保険証の番号等

イ 特定の個人を識別できるものについて「他の情報と容易に照合することができるもの」から「他の情報と照合することができるもの」に変更することを検討します。

【参考】「容易に照合することができるもの」とは、文書等により他の機関に照会しなくても個人が識別できる情報をいいます。

(2) 要配慮個人情報の取扱いの規定

ア 行政機関個人情報保護法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、犯罪により害を被った事実その他政令で定める記述等が含まれる個人情報を要配慮個人情報として定義されました。

【参考】その他政令で定める情報は、心身機能障害、健康診断の結果、刑事事件に関する手続が行われたこと、及び少年の保護事件に関する手続が行われたことです。

イ 個人情報ファイル（個人情報取扱事務登録簿）に要配慮個人情報の取扱いの有無を明記します。

(3) 罰則規定

本市において検討する罰則の対象者や行為は、次のとおりとします。

No.	罰則の対象者	対象情報	行為	罰則
ア	・実施機関の職員 （であった者） ・受託者の従事者 （であった者）	個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物（電子計算機を用いて検索できるような体系的に構成したもの）	正当な理由なく提供したとき。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
イ	・指定管理者の従事者 （であった者）	その業務で知り得た保有個人情報（個人の秘密に属さない情報も含む。）	不正な利益を得るために提供し、又は盗用したとき。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
ウ	・実施機関の職員	個人の秘密に関する事項が記録された文書、図画若しくは写真又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集したとき。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
エ	・受託者 ・指定管理者	ア又はイの対象情報	受託者・指定管理者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、ア又はイの違反行為をしたとき。	ア又はイの罰金
オ	アからエまでの規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用します。			
カ	・保有個人情報の開示を受けた者	開示決定に基づく個人情報	偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けたとき。	5万円以下の過料

4 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施予定 12月中旬から1月上旬までの期間で意見の募集後に結果を公表
- (2) 議会への提出予定 パブリックコメントの結果を検討・反映した後、直近の議会に提出

↳ H31.2月議会 予定